

平成28年6月20日

国土交通省航空局航空ネットワーク部

航空ネットワーク企画課長 宮澤 康



防衛省防衛政策局 訓練課長 君塚 秀喜



新千歳空港への国際航空便乗り入れが可能な曜日・時間帯の拡大 に伴う措置について

「新千歳空港への国際航空便乗り入れについて（平成28年4月22日）」第3項の規定に基づき、両省は、2016年IATA冬期スケジュールにおける新千歳空港の運用等について、下記のとおり確認する。

記

1. 両省は、「新千歳空港及び千歳飛行場の運用等に関する細部取決め」（平成27年7月22日）に基づき、日中の時間帯（0700～2200I）における、民間航空機に係る目標値は1時間当たり32発着であることを確認する。ただし、新千歳空港発着国際定期便の乗り入れ拡大を通じた観光立国の推進・国際交流の活発化等の必要性に鑑み、国土交通省は日中の時間帯のうち、特定の時間帯（1200～1700I）については、両省合意に基づき、目標値を超えて運航することができるものとする。防衛省は上記運航に関し、航空自衛隊の任務及び訓練に影響がなく、かつ、業務量を超えない範囲で円滑な交通流に協力するものとする。

2. 1. にあたり、国土交通省は、航空交通の安全を確保し並びに航空自衛隊の任務及び訓練に影響を与えないため、以下の措置を講ずる。
 - (1) 目標値を超えて運航する場合は、航空交通の集中に対処するため、交通量を平準化する措置を講ずること。
 - (2) 「新千歳空港の発着枠拡大へ向けた試行運用の実施」に係る評価結果を検証し、所要の対策を実施すること。
 - (3) 新千歳空港における民間航空機の遅延等に係る対応を行うこと。
 - (4) 飛行経路を含めた運用方法の変更を行うこと。
3. 上記1及び2の実施に際して、両省は、引き続き、現地関係機関による連絡調整に協力する。

以上